

令和2年2月14日提出

# 令和2年3月市議会定例会議案

(その2 議案第13号から議案第27号まで)

木 更 津 市

## 令和２年３月市議会定例会議案目録（その２）

| 議 案 番 号 | 件 名                                                     | 関 係 部 等   | 頁  |
|---------|---------------------------------------------------------|-----------|----|
| 議案第１３号  | 令和２年度木更津市一般会計予算                                         | 財 務 部     | 別冊 |
| 議案第１４号  | 令和２年度木更津市国民健康保険特別会計予算                                   | 市 民 部     | 別冊 |
| 議案第１５号  | 令和２年度木更津市後期高齢者医療特別会計予算                                  | 市 民 部     | 別冊 |
| 議案第１６号  | 令和２年度木更津市介護保険特別会計予算                                     | 福 祉 部     | 別冊 |
| 議案第１７号  | 令和２年度木更津市公設地方卸売市場特別会計予算                                 | 経 済 部     | 別冊 |
| 議案第１８号  | 木更津市監査委員の選任について                                         | 総 務 部     | １  |
| 議案第１９号  | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について                           | 総 務 部     | ２  |
| 議案第２０号  | 木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について                             | 総 務 部     | ７  |
| 議案第２１号  | 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について           | 環 境 部     | ８  |
| 議案第２２号  | 木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について                         | 経 済 部     | ９  |
| 議案第２３号  | 木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について                           | 経 済 部     | １９ |
| 議案第２４号  | 木更津市証紙条例の一部を改正する条例の制定について                               | 会 計 室     | ２３ |
| 議案第２５号  | 木更津市農業委員会の委員及び木更津市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 農 業 委 員 会 | ２４ |

|           |                      |           |     |
|-----------|----------------------|-----------|-----|
| 議案第 2 6 号 | 業務委託変更契約の締結について      | 都 市 整 備 部 | 2 5 |
| 議案第 2 7 号 | 令和 2 年度木更津市下水道事業会計予算 | 都 市 整 備 部 | 別冊  |

## 議案第 18 号

### 木更津市監査委員の選任について

木更津市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

| 住 所 | 氏 名     | 生 年 月 日 |
|-----|---------|---------|
|     | 北 原 靖 和 |         |

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 提案理由

木更津市監査委員（識見を有する者）奥出淳一氏の任期満了に伴い、後任の委員を選任しようとするものである。

## 議案第 19 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 第 1 項各号中「18,000 円」を「16,000 円」に改め、同条第 2 項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に、「第 1 号に掲げる額及び第 2 号に掲げる額」を「第 1 号に定める額及び第 2 号に定める額」に改め、同項第 1 号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000 円」を「27,000 円」に、「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同号イ中「23,000 円」を「27,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に改める。

第 18 条の 4 第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5」を「100 分の 95」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 222.5、12 月に支給する場合には 100 分の 227.5」を「100 分の 225」に改める。

附則第 6 項中「100 分の 5」を「100 分の 10」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 28 年木更津市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表を次のように改める。

ア 行政職給料表

(単位：円)

| 職務<br>の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     |
|----------------|---------|---------|
|                | 給料月額    | 給料月額    |
| 1              | 146,100 | 195,500 |
| 2              | 147,200 | 197,300 |
| 3              | 148,400 | 199,100 |
| 4              | 149,500 | 200,900 |
| 5              | 150,600 | 202,400 |
| 6              | 151,700 | 204,200 |
| 7              | 152,800 | 206,000 |
| 8              | 153,900 | 207,800 |
| 9              | 154,900 | 209,400 |
| 10             | 156,300 | 211,200 |
| 11             | 157,600 | 213,000 |
| 12             | 158,900 | 214,800 |
| 13             | 160,100 | 216,200 |
| 14             | 161,600 | 218,000 |
| 15             | 163,100 | 219,700 |
| 16             | 164,700 | 221,500 |
| 17             | 165,900 | 223,200 |
| 18             | 167,400 | 224,900 |
| 19             | 168,900 | 226,500 |
| 20             | 170,400 | 228,100 |

|     |              |              |
|-----|--------------|--------------|
| 2 1 | 1 7 1, 7 0 0 | 2 2 9, 5 0 0 |
| 2 2 | 1 7 4, 4 0 0 | 2 3 1, 2 0 0 |
| 2 3 | 1 7 7, 0 0 0 | 2 3 2, 8 0 0 |
| 2 4 | 1 7 9, 6 0 0 | 2 3 4, 4 0 0 |
| 2 5 | 1 8 2, 2 0 0 | 2 3 5, 4 0 0 |
| 2 6 | 1 8 3, 9 0 0 | 2 3 6, 9 0 0 |
| 2 7 | 1 8 5, 5 0 0 | 2 3 8, 3 0 0 |
| 2 8 | 1 8 7, 2 0 0 | 2 3 9, 5 0 0 |
| 2 9 | 1 8 8, 7 0 0 | 2 4 0, 7 0 0 |
| 3 0 | 1 9 0, 4 0 0 | 2 4 1, 9 0 0 |
| 3 1 | 1 9 2, 2 0 0 | 2 4 2, 9 0 0 |
| 3 2 | 1 9 3, 9 0 0 | 2 4 4, 1 0 0 |
| 3 3 | 1 9 5, 5 0 0 | 2 4 5, 4 0 0 |
| 3 4 | 1 9 6, 9 0 0 | 2 4 6, 4 0 0 |
| 3 5 | 1 9 8, 4 0 0 | 2 4 7, 6 0 0 |
| 3 6 | 1 9 9, 9 0 0 | 2 4 8, 9 0 0 |
| 3 7 | 2 0 1, 2 0 0 | 2 4 9, 8 0 0 |
| 3 8 | 2 0 2, 5 0 0 | 2 5 1, 1 0 0 |
| 3 9 | 2 0 3, 7 0 0 | 2 5 2, 3 0 0 |
| 4 0 | 2 0 5, 0 0 0 | 2 5 3, 6 0 0 |
| 4 1 | 2 0 6, 3 0 0 | 2 5 5, 0 0 0 |
| 4 2 | 2 0 7, 6 0 0 | 2 5 6, 4 0 0 |
| 4 3 | 2 0 8, 9 0 0 | 2 5 7, 6 0 0 |
| 4 4 | 2 1 0, 2 0 0 | 2 5 8, 8 0 0 |
| 4 5 | 2 1 1, 3 0 0 | 2 6 0, 0 0 0 |
| 4 6 | 2 1 2, 6 0 0 | 2 6 1, 2 0 0 |
| 4 7 | 2 1 3, 9 0 0 | 2 6 2, 5 0 0 |
| 4 8 | 2 1 5, 2 0 0 | 2 6 3, 6 0 0 |
| 4 9 | 2 1 6, 3 0 0 | 2 6 4, 7 0 0 |

|     |              |              |
|-----|--------------|--------------|
| 5 0 | 2 1 7, 4 0 0 | 2 6 5, 8 0 0 |
| 5 1 | 2 1 8, 4 0 0 | 2 6 7, 1 0 0 |
| 5 2 | 2 1 9, 5 0 0 | 2 6 8, 4 0 0 |
| 5 3 | 2 2 0, 6 0 0 | 2 6 9, 4 0 0 |
| 5 4 | 2 2 1, 6 0 0 | 2 7 0, 5 0 0 |
| 5 5 | 2 2 2, 5 0 0 | 2 7 1, 8 0 0 |
| 5 6 | 2 2 3, 5 0 0 | 2 7 3, 1 0 0 |
| 5 7 | 2 2 3, 8 0 0 | 2 7 4, 0 0 0 |
| 5 8 | 2 2 4, 6 0 0 | 2 7 5, 0 0 0 |
| 5 9 | 2 2 5, 4 0 0 | 2 7 5, 9 0 0 |
| 6 0 | 2 2 6, 1 0 0 | 2 7 7, 0 0 0 |
| 6 1 | 2 2 6, 8 0 0 | 2 7 8, 1 0 0 |
| 6 2 | 2 2 7, 8 0 0 | 2 7 9, 1 0 0 |
| 6 3 | 2 2 8, 6 0 0 | 2 8 0, 0 0 0 |
| 6 4 | 2 2 9, 4 0 0 | 2 8 1, 0 0 0 |
| 6 5 | 2 3 0, 1 0 0 | 2 8 1, 5 0 0 |
| 6 6 | 2 3 0, 8 0 0 | 2 8 2, 4 0 0 |
| 6 7 | 2 3 1, 7 0 0 | 2 8 3, 1 0 0 |
| 6 8 | 2 3 2, 7 0 0 | 2 8 4, 0 0 0 |
| 6 9 | 2 3 3, 4 0 0 | 2 8 5, 0 0 0 |
| 7 0 | 2 3 4, 0 0 0 |              |
| 7 1 | 2 3 4, 5 0 0 |              |
| 7 2 | 2 3 5, 2 0 0 |              |
| 7 3 | 2 3 6, 0 0 0 |              |
| 7 4 | 2 3 6, 6 0 0 |              |
| 7 5 | 2 3 7, 2 0 0 |              |
| 7 6 | 2 3 7, 7 0 0 |              |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 第１条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第１０条の３の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和３年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第１０条の３の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第１０条の３第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第１０条の３第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

#### 提案理由

令和元年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員及び会計年度任用職員の給与の額並びに特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率等を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

## 議案第 20 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例

木更津市行政組織条例（昭和 46 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（部等の設置）」に改め、同条中「部を」を「部等を」に、「総務部」を「市長公室  
に改める。  
総務部 」

第 3 条各号列記以外の部分中「部」を「部等」に改め、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、ク及びケを削り、コをキとし、サをクとし、シをケとし、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

#### (1) 市長公室

ア 秘書に関する事項

イ 広報に関する事項

ウ 行政改革の推進に関する事項

エ 行政組織及び職員定数に関する事項

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案理由

行政需要の変化に的確に対応した組織機構の改革に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 21 号

木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例

木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例（平成 6 年木更津市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

### 附 則

この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第 62 号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 提案理由

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第 62 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 22 号

木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

木更津市公設地方卸売市場条例（昭和 47 年木更津市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条」を「第 16 条の 2」に、「第 25 条」を「第 25 条の 2」に改める。

第 1 条中「及び千葉県卸売市場条例（昭和 46 年千葉県条例第 69 号。以下「県条例」という。）」を削り、「適正化」の次に「並びにその生産」を加える。

第 2 条（見出しを含む。）中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条中「面積 30, 510.65 平方メートル」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（業務運営の基本原則）

第 2 条の 2 市長は、市場の業務運営に関し、卸売業者（法第 2 条第 4 項に規定する卸売業者をいう。以下同じ。）、買受人（卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」と総称する。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

第 4 条第 3 項中「関係者」を「取引参加者」に改める。

第 5 条第 1 項中「午前 5 時」を「午前 4 時」に改め、同条第 2 項中「（法第 58 条第 1 項の規定により、千葉県知事（以下「知事」という。）の許可を受け市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）」を削る。

第 6 条第 1 号中「2 人以内」を「1」に改め、同条第 2 号中「1 人」を「1」に改め、同条の次に次の 5 条を加える。

（卸売業務の許可）

第 6 条の 2 卸売業者として、市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をすることにより卸売業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超え

ることとなるとき、又は同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条又は第59条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 市場の卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき。
- (6) 申請者が法人である場合は、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。

（卸売業務の許可の取消し）

第6条の3 市長は、卸売業者が前条第2項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなつたとき、又は卸売の業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、前条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に、第7条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、前条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に、その業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がなく、引き続き30日以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がなく、その業務を遂行しないとき。

（卸売業者の事業の譲渡し等）

第6条の4 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場

合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 第6条の2第2項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。

（卸売業務の相続）

第6条の5 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この条及び次条において同じ。）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 相続人が前項の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条の2第1項の許可は、当該相続人に対してしたものとみなす。

4 第6条の2第2項の規定は、第1項の認可について準用する。

5 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

（卸売業者の名称変更等の届出）

第6条の6 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。

(2) 市場における卸売の業務を開始し、休止し、又は再開しようとするとき。

(3) 法人にあつては、役員、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約を変更したとき。

(4) その他規則で定める事項に該当したとき。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第7条第1項中「知事から卸売の業務」を「第6条の2第1項」に改める。

第8条第2項中「第166条」を「第168条」に改める。

第12条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第2号中「又は県条例」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第13条第3項中「第4号」を「第3号」に改める。

第14条中「第12条第4項第1号から第3号若しくは第5号」を「第12条第4項第1号、第2号若しくは第4号」に改める。

第16条の見出しを「（せり人の規律）」に改め、同条中「するとともに規則で定めるせり人章を着用」を削り、同条に次の1項を加える。

2 せり人は、卸売のための販売を、秘密の方法により行つてはならない。

第2章第1節中第16条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の提出及び閲覧）

第16条の2 卸売業者は、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（規則で定める部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合は、規則で定める正当な理由があるときを除き、これを拒んではならない。

3 前項の閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によらなければならない。

第17条第1項中「（県条例第14条の買受人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 申請者が法人である場合は、その業務を執行する役員又は使用人であつて常時卸売に参加する者のうちに第1号、第3号又は前号のいずれかに該当する者があるとき。

第18条第1項第3号中「資本金又は出資の額及び役員の氏名」を「役員、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約」に改める。

第20条中「市長は」を「市長は、」に、「又は第3号」を「、第3号若しくは第5号」に改める。

第22条第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第3号中「業務」を「附属営業」に改め、同条に次の3号を加える。

- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者であるとき。
- (6) 申請者が法人である場合は、附属営業を執行する役員のうちに第1号、第2号、第4号又は前号のいずれかに該当する者があるとき。

第23条中「者」の次に「（以下「附属営業人」という。）」を加え、「又は第2号」を「若しくは第4号から第6号までのいずれか」に、「業務」を「附属営業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、第21条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、第21条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に、次条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第21条第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に、附属営業を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がなく、引き続き30日以上附属営業を休止したとき。
- (4) 正当な理由がなく、附属営業を遂行しないとき。

第2章第3節中第25条の次に次の1条を加える。

（附属営業人の名称変更等の届出）

第25条の2 附属営業人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。
- (2) 附属営業を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。

(3) 法人にあつては、役員、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約を変更したとき。

(4) その他規則で定める事項に該当したとき。

2 附属営業人が死亡し、又は解散したときは、当該附属営業人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第26条の2第1項中「次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法」を「市況、出荷等の状況を十分に把握し、販売価格が適正に保持されるよう配慮した上で、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「、第1項第3号に掲げる物品について」を削り、「関係者」を「取引参加者」に改め、同項を同条第3項とする。

第27条を次のように改める。

（売買取引の条件の公表）

第27条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し、出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(7) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

第28条第2項中「規定により承認を受けた」を削る。

第29条第1項ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が承認したとき」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項第1号」を「前項ただし書」に、「許可を」を「承認を」に、「許可申請書を市長に提出」を「市長に申請」に改め、同条第3項を次のように改

める。

3 第1項ただし書の場合において、卸売業者は、買受人以外の者に対し卸売を行ったときは、当該卸売の内容について市長に報告しなければならない。

第29条第4項から第6項までを削る。

第30条中「法第58条第1項の許可に係る」を「その者が第6条の2第1項の許可を受けて行う」に改める。

第31条第1項ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない」を「市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が承認したときは、この限りでない」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

第31条第3項から第6項までを削る。

第32条中「法第58条第1項の許可を受けて」を「その者が第6条の2第1項の許可を受けて行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市場における取引の秩序を乱すおそれがなく、あらかじめ出荷者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第34条第1項中「場合は、市長の承認を受けなければならない」を「ことができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、速やかに当該受託契約約款を市長に提出するとともに、その内容を取引参加者に周知しなければならない。受託契約約款を変更したときも同様とする。

第34条第3項及び第4項を削る。

第35条第1項中「（第31条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、当該市場外で引渡しをする受託物品（以下「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。以下同じ。）」を削り、「結果を」を「結果を委託者に通知するとともに、」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書」を「前項ただし書」に、「前2項」を「同項」に改め、同項を同条第2項とする。

第39条の見出しを「（卸売予定数量等の報告及び公表）」に改め、同条第1項を次のように

改める。

卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をする物品について、主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地を販売開始時刻までに、市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第39条第2項中「次に掲げる事項を」を「当日卸売をした物品について、売買取引の方法ごとの卸売の数量及び卸売価格を販売終了後、速やかに」に改め、同項各号を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、当日卸売をした物品のうち主要な品目の卸売の数量及び卸売価格等について、毎開場日の販売終了後、速やかに市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第40条及び第41条を次のように改める。

#### 第40条 削除

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第41条 市長は、卸売業者から第39条第1項及び第3項の規定による報告を受けたときは、その内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第42条第1項中「期日」の次に「(その日が金融機関の休業日である場合は、その日後においてその日に最も近い金融機関の休業日でない日)」を加え、「第43条」を「次条」に、「及び売買仕切金を送付しなければならない」を「を送付し、売買仕切金を現金その他適切な方法により支払わなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、卸売のための生鮮食料品等を買付けたときは、買付の相手方に対して、その買付について相手方から請求のあつた日から10日以内(買付代金の送付について相手方と特約がある場合には、その特約の期日(その日が金融機関の休業日である場合は、その日後においてその日に最も近い金融機関の休業日でない日)まで)に、買付代金を送金その他適切な方法により支払わなければならない。

第43条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第45条第1項中「市長の承認を受けて」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 卸売業者は、前項の出荷奨励金の交付が、その財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならない。

3 第1項の出荷奨励金を交付しようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に報

告しなければならない。

第46条第1項中「期日」の次に「（その日が金融機関の休業日である場合は、その日後においてその日に最も近い金融機関の休業日でない日）」を、「」を」の次に「送金その他適切な方法により」を加える。

第48条第1項中「市長の承認を受けて」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 卸売業者は、前項の完納奨励金の交付が、その財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならない。
- 3 第1項の完納奨励金を交付しようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第54条の見出しを「（補修命令等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、使用者が市場施設内に設けた施設、設備等が損傷したとき、又は周囲に危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該使用者に対し、その修繕、除却その他必要な措置を命ずることができる。

第55条第1項中「別表第5」を「別表」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

第55条の次に次の1条を加える。

（損害賠償）

第55条の2 第52条の規定により市場施設を返還すべき者が指定期間内にこれを返還しないときは、その者は、返還期限の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額（返還の遅延により市に損害が生じた場合には、その損害額を加算した額）の損害を賠償しなければならない。

第57条第1項中「卸売業者」の次に「、買受人」を加える。

第58条の見出しを「（改善措置命令）」に改め、同条中「旨を」の次に「指導、助言若しくは」を加える。

第59条第1項中「科し」の次に「、第6条の2第1項の許可を取り消し」を加える。

第61条の見出しを「（諮問事項等）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、次に掲げる事項を審議会に諮問するものとする。

第61条第1号中「管理運営」を「整備及び運営」に改め、「（第2号及び第3号を除く。）」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 開場の期日及び時間に関する事項

第61条中第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項

(4) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事項

(5) 卸売の業務を行う者に関する事項

(6) 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

第61条に次の1項を加える。

2 審議会は、前項の諮問に応じて調査審議等を行うほか、必要な事項を市長に建議することができる。

第62条第1項中「17人」を「15人」に改め、同条第2項中「、市議会議員」、「並びに市職員」及び「又は任命」を削る。

第64条第1項中「第61条第2号及び第3号」を「第61条第2号から第7号まで」に、「委員会」を「市場取引委員会」に改め、同条第2項中「委員会」を「市場取引委員会」に改める。

別表第1から別表第4までを削り、別表第5を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木更津市公設地方卸売市場条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る許可等から適用し、施行の日前に行われた申請に係る許可等については、なお従前の例による。

提案理由

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第23号

木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月14日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

## 木更津市条例第 号

木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例

木更津市産業立地促進条例（平成20年木更津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 対象地域 次に掲げる立地奨励金（以下「奨励金」という。）の区分に応じ、それぞれ定める地域等をいう。

ア 企業立地奨励金 次に掲げる地域等

(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域

(イ) 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域において、同法第19条第1項の規定により決定された同法第12条の5の規定による地区計画の区域

(ウ) 都市計画法第19条第1項の規定により決定された木更津都市計画築地地区地区計画（以下「築地地区地区計画」という。）の区域及び木更津市中心市街地活性化基本計画に定められた区域

(エ) 木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業施行地区の区域及び木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業施行地区の区域

(オ) 市内のインターチェンジから半径5キロメートル以内の区域（次号カに掲げる施設の立地に限る。）

イ 大規模投資企業立地奨励金 市内全域

第2条第4号ウ中「又は」を「、細分類3719のその他の固定電気通信業又は」に改め、同号オ中「その他の事業所」を「計画推進施設」に改め、同号に次のように加える。

カ 農業関連施設 産業分類による小分類011の耕種農業の用に供する施設

キ その他の施設 産業振興に寄与するものと市長が特に認める施設（アからカまでに掲げるものを除く。）

第2条第5号中「事業者が」を削り、「まで」の次に「及びカ」を加え、同条第6号中「市内に事業所を有しない事業者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

ア 市内に事業所を有しない事業者

イ 市内に事業所を有しない事業者と財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社（以下「親会社」という。）又は同項に規定する子会社（以下「子会社」という。）の関係にあるもの

ウ 市内に事業所を有しない事業者と同一の親会社を持つ会社であって、当該会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者（以下「役員」という。）が、当該事業者の役員を兼ねているもの

第2条第7号中「市内に事業所を有する事業者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

ア 市内に事業所を有する事業者

イ 市内に事業所を有する事業者と親会社又は子会社の関係にあるもの

ウ 市内に事業所を有する事業者と同一の親会社を持つ会社であって、当該会社の役員が、当該事業者の役員を兼ねているもの

第2条第10号中「取得合計額」の次に「（第6号イに該当する新設又は第7号イに該当する増設の場合にあつてはそれぞれの親会社又は子会社の取得合計額を含み、第6号ウに該当する新設又は第7号ウに該当する増設の場合にあつてはそれぞれの会社の取得合計額を含む。）」を加える。

第3条第1項中「立地奨励金（以下「奨励金」という。）」を「別表に定める奨励金」に改める。

第5条第1項中「本市に立地する事業者のうち、次に掲げる要件」を「別表に定める奨励措置の区分に応じ、それぞれ定める交付要件」に改め、同項各号を削る。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条第1項・第5条第1項）

| 奨励措置の<br>区分  | 交付要件           |                    |                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|----------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | 対象地域           | 立地する事業施設           | 対象となる投下固定資産額等                                                                                                                                                                                         |
| 企業立地奨励金      | 第2条第3号アに掲げる地域等 | 第2条第4号アからカまでに掲げる施設 | <p>(1) 投下固定資産額（増設の場合にあつては、当該増設に係る投下固定資産額に限る。）が1億円以上（計画推進施設にあつては10億円以上）であること。</p> <p>(2) 事業施設の常用雇用者（増設の場合にあつては、当該増設に係る常用雇用者に限る。）が5人以上（計画推進施設にあつては30人以上）であること。</p> <p>(3) 環境に十分配慮された事業施設であること。</p>      |
| 大規模投資企業立地奨励金 | 第2条第3号イに掲げる地域  | 第2条第4号キに掲げる施設      | <p>(1) 投下固定資産額（増設の場合にあつては、当該増設に係る投下固定資産額に限る。）が10億円以上であること。</p> <p>(2) 事業施設の常用雇用者（増設の場合にあつては、当該増設に係る常用雇用者に限る。）が5人以上であること。</p> <p>(3) 事業の用に供する土地の面積が10ヘクタール以上であること。</p> <p>(4) 環境に十分配慮された事業施設であること。</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

産業立地促進の更なる拡充を図るため、対象となる施設及び地域の追加、常用雇用者等交付要件の緩和、奨励措置の新設並びに条例の有効期限の延長をすることに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 24 号

木更津市証紙条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市証紙条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

## 木更津市条例第 号

木更津市証紙条例の一部を改正する条例

木更津市証紙条例（昭和 39 年木更津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (6) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定を適用する本市の経営する企業において徴収する手数料

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

下水道事業の企業会計への移行に伴い、手数料を現金による徴収方法に変更するため、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 25 号

木更津市農業委員会の委員及び木更津市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市農業委員会の委員及び木更津市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市農業委員会の委員及び木更津市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

木更津市農業委員会の委員及び木更津市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成 29 年木更津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「18 人」を「19 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後に任期の満了により新たに任命する委員から適用する。

## 提案理由

木更津市農地利用最適化推進委員の活動内容の変更に伴い、同委員の定数を増加するため、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第 26 号

### 業務委託変更契約の締結について

市は、次のとおり業務委託変更契約を締結する。

令和 2 年 2 月 14 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- |   |           |                                                                        |
|---|-----------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 業 務 委 託 名 | 木更津市公共下水道木更津下水処理場（主ポンプ施設増設）の建設工事に係る業務委託                                |
| 2 | 業務委託の場所   | 木更津市潮浜一丁目 19 番 1                                                       |
| 3 | 業務委託の概要   | 主ポンプ施設増設を主としたポンプ設備・電気設備工事の施工及び施工監理                                     |
| 4 | 契 約 金 額   | 変更前 265,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）<br>変更後 211,870,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 5 | 契約の相手方    | 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号<br>日本下水道事業団<br>理事長 辻原 俊博                         |

### 提案理由

平成 30 年 12 月 18 日に可決された木更津市公共下水道木更津下水処理場（主ポンプ施設増設）の建設工事に係る業務委託の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年木更津市条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。